

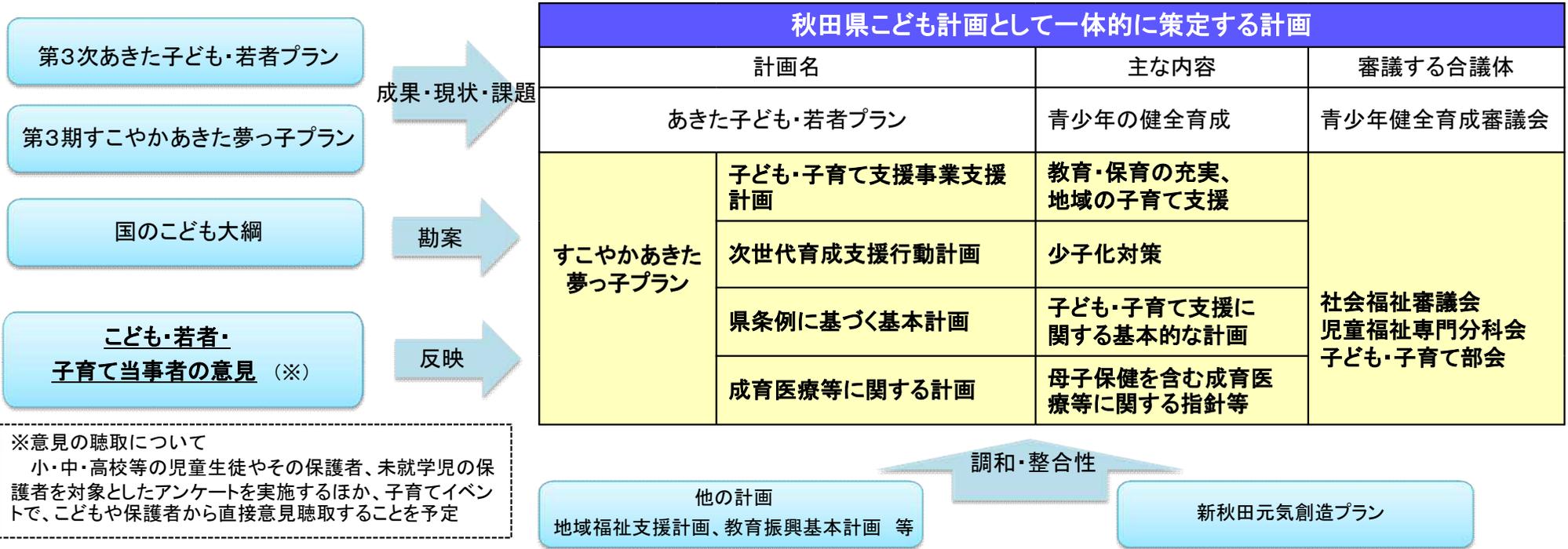
国の子ども大綱

- ・ 政府は子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた**子ども大綱**を令和5年12月22日に閣議決定（子ども基本法第9条第1項）
- ・ 大綱が目指すのは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**子どもまんなか社会**」
- ・ 少子化対策、子ども・若者施策、子どもの貧困対策を包含し、目標と指標を明示
- ・ 重要事項を子ども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に掲示

秋田県子ども計画

- ・ 都道府県には、子ども大綱を勘案して子ども施策を定めた計画（「**子ども計画**」）の策定について努力義務（子ども基本法第10条第1項）
- ・ 子ども計画は既存の各法令に基づく県の計画と一体のものとして作成することが可能（子ども基本法第10条第4項）
- ・ 令和6年度で計画の終期を迎える「あきた子ども・若者プラン」と「すこやかあきた夢っ子プラン」を統合し、**秋田県子ども計画**を策定
- ・ 計画の期間は 令和7年度～11年度までの5年間

秋田県子ども計画として一体的に策定する計画



秋田県子ども計画策定委員会

- ・ 子ども計画全体を審議する合議体として、新たに「秋田県子ども計画策定委員会」を設置
- ・ 策定委員会は、今年度3回（第1回7月、第2回11月、第3回令和7年1月）の開催を予定
- ・ 委員は、審議をお願いする分野等を考慮し、青少年健全育成審議会及び子ども・子育て部会の中から11名に依頼
また、同審議会及び同部会以外からも2名の有識者に依頼